

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目3番7号

アルテル池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

就労継続支援A、B型に目標値「障害福祉計画」で指針 ～厚生労働省

厚生労働省は令和2年1月17日に、2021年度から3年間の障害福祉の基本指針をまとめた。障害福祉サービスの就労継続支援A型、同B型の利用を経て一般就労に移る人の数に目標値を設ける。23年度までにA型は19年度実績の1.26倍以上、B型は1.23倍以上とする方針。都道府県・市町村はこの指針に沿って第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を20年度中に作る。

同日、社会保障審議会障害者部会に指針案を示し了承された。今後、意見募集を経て3月末までに正式決定する。

A型は障害者が事業所と雇用契約を結び、B型は結ばない。いずれも一般就労の難しい人が福祉サービスを受けながら働く訓練をする。厚労省は近年、事業所で働く障害者の賃金・工賃引き上げを促している。

今後は、一般就労につながる人を増やしたい考えだが、審議会の委員からは目標値を設定することに慎重な意見もあった。

目標値を設けると、一般就労の見込める人がA型、B型に通り、見込みの薄い人は通いにくくなることや、数値の根拠が不明との意見も出されている。

2019年7月現在、A型のサービス利用者は約7.1万人、B型は約26.3万人。18年度の事業所数はA型が3,554カ所、B型が1万1,750カ所。障害福祉サービス全体に占める割合は大きく、指針の見直しによる影響も大きくなる見通しだ。

この他、精神科病院から退院した人の暮らしの定着に着目した目標値も設ける。退院後1年間のうち、再入院した期間を除いた日数の平均を「316日以上」とする目標を設定した。この日数が長いほど、地域生活を定着させる体制が整っているとみなす。

障害児については、難聴児支援に関連し、児童発達支援センターなどを活用した中核的な相談支援体制を築くことを目標とする。医療、教育、福祉について、どこでどんな支援が得られるか情報が分散する現状を改める。

障害福祉計画、障害児福祉計画はサービスの基盤整備を計画的に進めるため、3年ごとに作られている。厚生労働省の定める指針は、作成にあたる際の基本理念や、サービス確保の目標値を盛り込んでいる。

今回の指針には、基本理念に「障害福祉人材の確保」「障害者の社会参加を支える取り組み」を追加する予定になっている。「障害者による文化芸術活動」、政府が提唱する「地域共生社会」についても、各地での取り組みを促すことにしている。

詳細は、厚生労働省ホームページ「障害者部会」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

全省庁で雇用率達成

～厚生労働省

厚生労働省は令和2年2月21日に、2018年10月～19年末に中央省庁など35行政機関で5,212人の障害者を採用したと発表した。

雇用する障害者数が法定水準に達していなかった29機関では、職員に占める障害者の割合を示す雇用率が2.85%（18年6月時点で0.85%）に上昇し、全ての行政機関で2.5%の法定水準を超えた。

政府は、中央省庁などでの障害者雇用の水増し問題発覚後の18年10月、19年末までの採用計画を決定し「行政機関における障害者の採用・定着状況等に関する調査結果」として状況をまとめた。

今回の調査は、平成30年10月23日～令和元年12月31日までに採用された障害者を対象にしている。（令和元年6月1日現在で法定雇用率を達成している6府省は含まない。）

採用した5,212人のうち、離職者は447人で、定着率は91.4%。障害者雇用対策課は「民間と比べて問題がある数字ではない」としたが、当事者へのアンケートでは職場環境への不満もでている。2018年8月に発覚した問題は区切りを迎えたが、長く職場に定着できる環境づくりが求められており、職場環境などを改善し定着率の向上に努める予定。

採用者数が最も多いのは国税庁の1,434.5人（短時間労働者は0.5人で計算）。1,002.5人の国土交通省と712.5人の法務省が続いた。障害種別では精神障害者が2,698人で全体の51.9%を占めた。身体障害者は2,410人（46.4%）、知的障害者は89人（1.7%）。

採用者のうち、民間企業からの転職者は13.2%の687人だった。

詳細は、厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09514.html

行政機関における障害者の採用・定着状況等に関する調査結果

集計結果の主なポイントは、次の通り。

- 採用者数 5,197.0人、離職者数 431.5人、採用計画に対する進捗率 116.9%
- 実雇用率 2.85%（全ての行政機関について法定雇用率を達成）

※ 参考：令和元年6月1日時点の29府省の実雇用率 2.23%（任免状況通報）

- ・実人員では、採用者数 4,748 人、離職者数 424 人（定着率 91.1%）
- ・在職障害者に対する「職場等の満足度」に関するアンケート結果
「現在の府省で働いていることの全体評価」について
 - ・89.3%が「満足」、「やや満足」と回答。
 - ・「不満・やや不満」と感じている点として、「休憩スペース」「遠慮なく相談出来る環境」「障害特性に合った業務分担・業務指示」等が挙げられた。

児童養護施設入所児の 37%に障害

～厚生労働省

厚生労働省が令和 2 年 1 月 31 日に発表した「児童養護施設入所児童等調査」で、児童養護施設に入所している子どもの 37%に何らかの障害などがあることが分かった。2015 年の調査から 1 割増加した。一方、虐待経験があるのは 66%にのぼっており、厚労省は「個別のニーズに合わせた質の高い養育が必要」としている。

調査は、社会的養育の対象となる子どもの実態を明らかにしようと 5 年ごとに行っているもので、2018 年 2 月時点で調べた。対象の子ども数は 5 万 5,315 人で、内訳は児童養護施設が 2 万 7,026 人、乳児院が 3,023 人、里親が 5,382 人など。

平均年齢は、児童養護施設が 11.5 歳、乳児院が 1.4 歳、里親が 10.2 歳。ただ、委託時の年齢を見ると、児童養護施設が 6.4 歳、乳児院が 0.3 歳、里親が 5.9 歳だった。

子どもの心身の状況について障害などがある割合は、児童養護施設が 8 ポイント増の 37%、乳児院が 2 ポイント増の 30%、里親が 4 ポイント増の 25%とすべて前回よりも上昇した。

障害の内訳（重複回答）を見ると、児童養護施設では知的障害（14%）が最も多く、自閉症スペクトラム（9%）、注意欠陥・多動性障害の ADHD（同）、反応性愛着障害（6%）の順。乳児院では身体虚弱（14%）が最多で、知的障害（5%）、言語障害（3%）と続いた。里親も知的障害（9%）、自閉症スペクトラム（7%）、ADHD（6%）が多い。

一方で虐待経験のある子どもも、児童養護施設が 66%、乳児院が 41%、里親が 38%と、すべて前回よりも上昇した。特に、児童養護施設の子どものが受けた虐待（複数回答）は、ネグレクトが 63%と最多で、身体的虐待が 41%、心理的虐待が 27%、性的虐待が 5%だった。

また、児童養護施設にいる子どもの進路については、中 3 の高校への進学希望は 87%、中 3 以上の大学や短大への進学希望は 32%といずれも前回よりも微増している。

このほか調査は里親の状況についても調べた。里親の年齢は、里父も里母も 50 代以上が半数を超えた。委託児童は 1 人が 76%と圧倒的に多く、2 人が 19%、3 人が 4%、4 人は 1%に過ぎなかった。

里親家庭の平均年間所得は 594 万円で、一般家庭の 552 万円を上回る。里父の仕事は「専門・技術」（16%）が最も多く、「宗教家」（11%）、「就業していない」（10%）の順。里母は「就業していない」（45%）、「社会福祉事業従事者」（7%）、「宗教家」（同）と続いた。

また、今回初めて社会的養育の子どもの LGBT についても調査した。その結果、児童養護施設と里親家庭でいずれも 0.1% 該当したという。

調査結果について、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課は「社会的養育において、心身に障害のある子や虐待を受けている子の割合は年々増えており、子どものニーズは多様化・複雑化している。今後も質の高い養育体制を整えることが必要だ」と話している。

また、今回から障害児入所施設の状況についても、政府統計として初めて同時に公表した。今回の調査に回答した施設は 429 カ所。子ども数は 9,632 人で、このうち措置が 4,984 人、契約が 4,409 人だった。

心身の状況に障害がある割合は 98% が該当し、内訳（複数回答）を見ると、知的障害（75%）、自閉症スペクトラム（25%）、重度心身障害（22%）、てんかん（21%）肢体不自由（16%）などが挙げられた。

また、虐待経験は全体の 38% に上った。内訳（複数回答）はネグレクトが 24%、身体的虐待が 17%、心理的虐待が 6%、性的虐待が 2% だった。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/69-19.html>

第 50 回「障害者政策委員会」開催される ～内閣府

第 50 回内閣府障害者政策委員会が令和 2 年 2 月 21 日（金）中央合同庁舎 8 号館において開催された。

第 49 回委員会での意見を反映した「障害者差別解消法の施行 3 年後見直しに関する意見（案）」が、事務局より提示されている。

委員からは、障害者だけでなく、家族・関係者への差別も対象であること、事業者による合理的配慮に関してや意思決定・疎通に困難がある方への一層の配慮など様々な意見がだされた。そのため、意見案は合意に至らず次回に持ち越しされた。

その他、委員長よりこの障害者政策委員会は障害者権利条約の実施状況に関する監視の役割を担っていることから、国連障害者権利委員会の審査に向けた対応として、政府が 6 月に提出する「事前質問事項」回答とは別に、独自にパラレルレポート（報告）の提出が提案され承認された。

ただし、審議時間がタイトなことから「第 1 回政府報告」で提出された中で、政策委員会において特に重要として選定され・意見が反映された 8 つのテーマについて議論を集中する旨が提案されている。

委員からは、条約監視の統計についての質問や、2 条、3 条、5 条も議論すべきとの意見が出されている。

詳細は、内閣府ホームページ参照

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html

第2回新幹線バリアフリー「ソフト・ハード対策検討WG」開催される ～国土交通省

国土交通省は令和2年2月7日に、第2回新幹線のバリアフリー ソフト・ハード対策検討ワーキンググループ（以下WG）が開催された。

今回のWGでは障害者団体から具体的な座席レイアウトの提案や予約システム、窓口対応等の要望が伝えられ、JR各社との議論が行われている。

検討会では課題として、①車いすスペースの増設、②インターネットでの車いす用席の予約販売、③すべてのみどりの窓口での迅速な予約・発券の実現 などが要望された。

特に、車いすスペースに関しては、様々なタイプの車いすがあることや、車いすのまま乗車したい方、車いすから座席へ乗り移りたい方など様々な要望があることから、どんなタイプの方でも乗車可能な設計を望むとして、設計段階から当事者も入れた議論をさせて欲しいとの意見が出されている。

JR各社からは、多様な車いすのサイズを参考にしながら最善のレイアウトを検討するとともに、スピード感をもって進めて行きたい。在来線の特急車両も同じ様に改善を進めて行きたい。ガイドラインや移動等円滑化基準の見直しも検討して欲しいという意見が出ている。

次回は3月に開催される予定である。

詳細は、国土交通省ホームページ「報道発表資料」参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo07_hh_000173.html

移動手段の確保を後押し ～内閣府

政府は令和2年2月7日の閣議で、人口減少に対応する地域公共交通活性化再生法などの一括改正案を決定した。非営利団体が自家用車で高齢者や障害者を運ぶ「福祉有償運送」については、道路運送法を改正し、バスやタクシー事業者が運行管理や車両整備で協力する制度を創設。また、従来の規制を緩和し、運送対象に観光客を加える。

人口減少が進んだ過疎地では公共交通機関の運転手不足が深刻化していることから、それに代わる移動手段の確保を後押しするべきと判断した。国土交通省は今国会での成立を目指す。施行は公布日から6ヵ月以内。

自家用車を用いて有償で運送することは原則禁止だが、過疎地で所定の条件を満たす場合は「自家用有償旅客運送」という制度により認められている。

高齢者や障害者を自宅から通院先の病院まで運送するなどの「福祉有償運送」は、自家用有償旅客運送の類型の一つだ。福祉有償運送を実施する団体は、2018年3月現在で2,500超にのぼる。

この他一括改正法案では、地域の生活交通の在り方を示す「地域公共交通計画」について、自治体による作成を努力義務化する。

「ケアラー支援条例」の制定へ

～埼玉県

埼玉県で全国初の「ケアラー支援条例」の制定に向けた動きがある。ケアラーとは家族などを無償で介護している人とされ、イギリスやオーストラリアでは国の支援法もある。自民党県議団プロジェクトチームは条例案をまとめ、2～3月の定例会での成立を目指している。

条例案はケアラーの定義を「障害、疾病、高齢で援助が必要な親族や友人などに対し、無償で継続的に日常の世話、介護、看護をしている人」とする。ケアラーのうち、18歳未満はヤングケアラーと定める。

基本理念ではケアラー支援について「すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営めるように行われなければならない」とし、県は基本方針や具体的な施策を盛り込んだ推進計画を策定する。教育、児童、障害、高齢などの関係機関・事業者、県民の役割も明記している。

また、ヤングケアラーについては、教育を受ける機会の確保や、健やかな成長を支援することも記されている。

条例案に対する意見募集には約40件寄せられ「ケアラーの現状が変わるように、強制力のある内容にしてほしい」という趣旨の要望が多かったという。

プロジェクトチーム事務局長は「ケアラーは日本では新しい概念なので、基本的な枠組みから作らないといけない。条例によって支援につなぐことはもちろん、ケアラーの現状を顕在化させ、社会に認識してもらい、支え合いの社会づくりを進めたい」と話している。

不正受給5年で急増

～共同通信

障害者の生活や就労を支援する障害福祉サービスを巡り、運営事業者による国の給付費の不正受給が2014～18年度の5年間で少なくとも約26億3千万円にのぼることが2月22日、共同通信の全国自治体調査で分かった。事業者の指定取り消しなどの処分は計630件で、いずれも急増している。

サービスの利用者は120万人余り。厚生労働省は不正受給や処分件数の集計を発表しておらず、全国的な状況が明らかになるのは初めて。サービスの普及を図る国の方針の下、営利優先の事業者が参入し、不正が拡大している実態が浮かび上がった。

不正受給はサービスの提供実績や職員数を偽るといった手口が多い。

「障害者福祉事業」の倒産が急増

～東京商工リサーチ

株式会社東京商工リサーチは、2019年の「障害者福祉事業」の倒産が過去20年で最多を記録したと発表した。

2000年から2013年までは、2007年(1件)、2010年(1件)、2012年(3件)、2013年(3件)と低い値で推移してきたが、それ以降は、2014年(6件)、2015年(5件)、2016年(11件)、2017年(23件)、2018年(23件)、2019年(30件)と増加していた。

2006年4月の「障害者自立支援法」施行による規制緩和により民間企業の参入が始まり、2013年4月の「障害者総合支援法」施行により民間企業が参入しやすくなったことで、給付金や補助金を頼りにした企業が大幅に増加し、小規模事業者の「販売不振」、「放漫経営」が目立ち、「人手不足」関連倒産も発生したと分析している。

東京2020大会・日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル

令和2年2月7日から9日までの3日間、びわ湖大津プリンスホテルにて「東京2020大会・日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル」が開催された。（全肢連参画）

本フェスティバルでは、障害者の文化芸術について、展覧会、パフォーマンス、映画上映や国内外からゲストを招いたセッションなどが行われ、日本肢体不自由児協会が毎年12月に東京芸術劇場で開催している「肢体不自由児・者の美術展」の優秀作品も展示された。

今回のグランドオープニングを皮切りに全国7か所で開催する予定である。

東京2020大会・日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル

<https://artbrut-creation-nippon.jp/>

第72回保健文化賞募集案内

保健衛生および関連する福祉等の分野において、優れた実績をあげた団体および個人に贈る第72回「保健文化賞」（2020年度）の募集を開始した。

保健文化賞は昭和25年に改定依頼、第一生命保険株式会社が主催し、厚生労働省、朝日新聞厚生文化事業団、NHK厚生文化事業団の後援により毎年継続して実施している。

対 象：1.保健衛生（関連する福祉等を含む）を実際に著しく向上させた団体あるいは個人。

2.保健衛生（関連する福祉等を含む）の向上に著しく寄与する研究または発見をした団体あるいは個人。

募集期間：2020年2月3日（月）～2020年4月17日（金）※当日消印有効

応募方法：既定の用紙（候補調査書）を使用して下さい。

※応募用紙は必ず推薦を得てご提出下さい。

審査発表：2020年9月上旬

表 彰：厚生労働大臣賞（表彰状）朝日新聞厚生文化事業団賞（記念品）NHK厚生文化事業団賞（記念品）

その他：以下の諸団体には応募用紙を送付しています。

都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市、特別区や、医学部、歯学部、薬学部、看護学部または福祉学部を有する大学、その他関係機関及び団体等

詳細は、第一生命ホームページ

<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

「新型コロナウイルス感染症」に関する事務連絡 等の周知

厚生労働省は、令和2年2月25日付で都道府県・政令都市・中核市に向けて「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」の事務連絡を通知した。

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある「医療的ケア児」の中には、呼吸障害により肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、特に下記の点に配慮し、管内市区町村・事業所施設・医療的ケア児の保護者等に対する周知と、対応を通知している。

○医療的ケア児の新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、手洗いや手指消毒、手袋やマスク等の防護用具の使用を一層徹底するとともに、できる限り子どもの様子を丁寧に観察し、早期発見、早期対応に努める。

○医療的ケア児の保護者が新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者である本人が障害児通所支援事業所や短期入所を利用することは困難であると考えられるため、

- ・まずは本人の体調を確認し、発熱等の症状があればかかりつけの医療機関に相談する
- ・在宅生活の支援について相談支援事業所などとよく相談し、訪問看護や居宅介護などの利用を検討する

その他、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」が通知されている。

また、学校における児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、文部科学省より事務連絡が発出されている。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

内閣官房

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

全肢連便り

令和元年度「第4回理事会」を開催

第4回理事会が令和2年2月14日(金)に東京都豊島区「IKE・Biz (旧勤労福祉会館)」において行なわれた。

会議では、令和元年度事業進捗報告並びに収支決算見込みをはじめとする4議案について審議された。